



2019年10月1日から

幼稚園・保育所・認定こども園等の 利用料が無償化されました！



幼稚園保育料の無償化

子どものための教育・保育給付支給認定の1号認定を受けて、幼稚園や認定こども園の教育部分に通っているお子さまの幼稚園保育料が10月1日より全額無償化されました。

給食費や通園送迎費などの実費徴収部分については、一部を除き無償化の対象ではありません。これまで通り保護者の負担となるのでご注意ください。

預かり保育の無償化

今回の無償化にあたり、預かり保育事業も対象となっています。(月額11,300円が上限。利用日数に応じて上限額が変わります。)

ただし、預かり保育を利用している方全員が無償化されるわけではなく、居住する市町村において『**保育の必要性**』の認定を受けた方のみが無償化の対象となります。

※満3歳児は保育の必要性の認定かつ住民税非課税世帯のみ対象です。

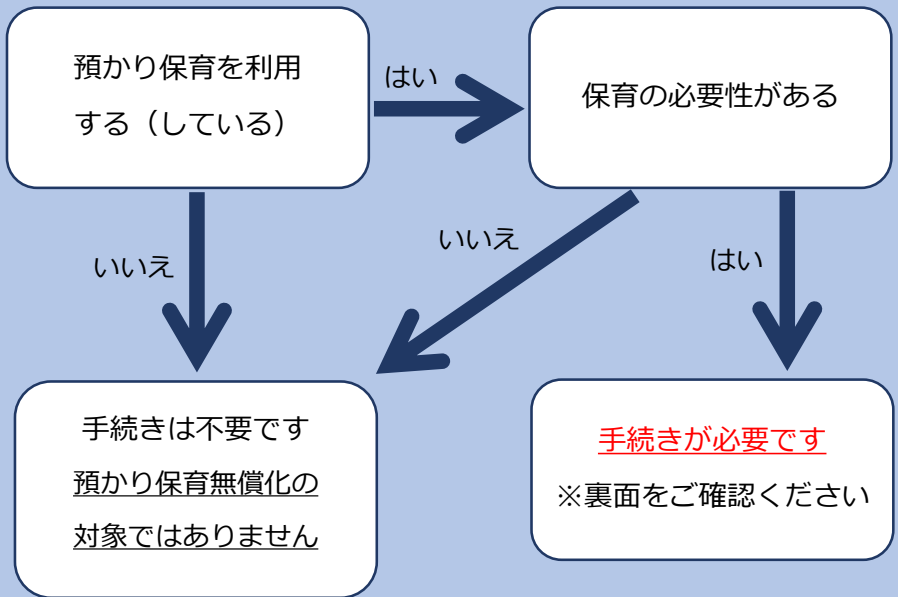
副食費の免除について

給食費のうち、おかずや牛乳などの副食にあたる部分の費用について以下の世帯が免除されます。

- ◆年収360万円未満相当世帯の子ども ⇒ 全員
- ◆それ以外の世帯の子ども ⇒ 小学校3年生以下の子どもから数えて第3子目以降に当たる子ども

※幼稚園保育料の無償化・副食費が免除となる子どもあてに学務管理課より各通知を発送します。

保育の必要性の認定が必要であるか、以下を参考にご確認ください。



保育の必要性とは？

保護者が自宅で保育をすることが困難な場合に該当

1. 就労、就学している
2. 妊娠、産後間もない
3. 病気や障がいがある
4. 同居親族の看護や介護
5. その他(ご相談ください)

預かり保育無償化の流れ

預かり保育は、以下の手順を踏んでいただくことで、その利用料が無償化されます。

- ①保育の必要性の認定を受けて、
- ②預かり保育の利用料を施設に支払い、
- ③支払った利用料を市に請求する



保育の必要性の認定を受ける

- 必要書類を準備し、稲敷市役所へ提出する（書類は稲敷市役所で配布します）
 - 1.子育てのための施設等利用給付認定申請書
 - 2.保育を必要とする事由に該当する書類
 - 就労・就学の場合：就労証明書、学生証の写し等
→就労の場合は、64時間以上(1日4時間以上かつ月に16日以上)の勤務が認定条件です
 - 妊娠・出産の場合：申立書、母子手帳の写し（表紙と分娩予定日のページ）
 - 病気・障がいの場合：申立書、診断書・障害者手帳の写し
 - 看護・介護の場合：看護・介護申告書（民生委員のサインが必要です）
 - その他の場合：学務管理課へご相談ください
- 認定後、子育てのための施設等利用給付認定通知書を送付します。

預かり保育利用料を施設に支払う

- 預かり保育を利用した施設に利用料を支払う
- 利用料支払後、施設より「領収証」「提供証明書」が発行されます
※請求の際に上記2点が必要となります。大切に保管してください。

支払った利用料を請求する

- 必要書類を準備し、稲敷市役所へ提出する
 - 1.施設等利用費請求書（施設及び稲敷市役所で配布します）
 - 2.領収証
 - 3.提供証明書
 - 4.口座が分かるもの（通帳やキャッシュカードの写し）
- 請求書にて指定した口座に支給額が振り込まれます。
- 一ヶ月毎の請求になります。月が変わったら、前月分を速やかに請求してください。請求の方法に変更がある場合は、通知します。



※無償化の対象となるのは、申請の翌月以降です。

稲敷市役所2階の学務管理課へ申請書を提出してください。

